

## 高知県医療審議会 委員名簿

平成26年8月1日現在

	氏 名	所 属	役職	備 考
1	岡林 弘毅	高知県医師会 会長	会長	医 師
2	岡崎 誠也	高知州市長会 会長	副会長	医療を受ける立場にある者
3	三谷 英子	NPO法人地域サポートの会 「さわやか高知」 会長	副会長	医療を受ける立場にある者
4	有岡 正幹	高知県町村会 会長		医療を受ける立場にある者
5	家次 まり	高知県保育士会 会長		医療を受ける立場にある者
6	岡村 高雄	高知県医療法人協会		医 師
7	織田 英正	高知県歯科医師会 会長		歯 科 医 師
8	小田切 泰禎	高知県社会福祉協議会 常務理事		医療を受ける立場にある者
9	倉本 秋	高知医療再生機構 理事長		学識経験のある者
10	佐々木 香代子	高知県連合婦人会 会長		医療を受ける立場にある者
11	杉浦 哲朗	高知大学 医学部長		学識経験のある者
12	竹村 晴光	高知県医師会 副会長		医 師
13	筒井 典子	人・みらい研究所 代表		学識経験のある者
14	西森 康夫	高知県薬剤師会 会長		薬 剤 師
15	野嶋 佐由美	高知県立大学 教授		学識経験のある者
16	細木 秀美	日本病院会高知県支部 支部長		学識経験のある者
17	松岡 錬三	高知県医師会 常務理事		医 師
18	宮井 千恵	高知県看護協会 会長		学識経験のある者
19	山下 元司	高知県精神保健福祉協会 理事		学識経験のある者

※敬称略、会長及び副会長を除き五十音順

# 高知県医療審議会 委員構成

平成26年8月25日現在

任期：平成26年8月1日～28年7月31日

人数：30人以内（医療法施行令第5条の16）

	医療法上の位置づけ (医療法施行令第5条の17)	氏 名	所属・推薦団体及び役職	部会委員としての指名		
				医療法人 部会	医療従事者確保 推進部会	保健医療計画 評価推進部会
1	医療を受ける立場にある者	有岡 正幹	高知県町村会 会長	○		
2	医療を受ける立場にある者	家次 まり	高知県保育士会 会長			
3	医療を受ける立場にある者	岡崎 誠也	高知県市長会 会長		○	
4	医 師	岡林 弘毅	高知県医師会 会長			
5	医 師	岡村 高雄	高知県医療法人協会 会長	○		○
6	歯 科 医 師	織田 英正	高知県歯科医師会 会長	○	○	
7	医療を受ける立場にある者	小田切 泰禎	高知県社会福祉協議会常務理事			
8	学識経験のある者	倉本 秋	高知医療再生機構 理事長		○	
9	医療を受ける立場にある者	佐々木 香代子	高知県連合婦人会 会長			
10	学識経験のある者	杉浦 哲朗	高知大学 医学部長		○	
11	医 師	竹村 晴光	高知県医師会 副会長		○	
12	学識経験のある者	筒井 典子	人・みらい研究所 代表	○		○
13	薬 剤 師	西森 康夫	高知県薬剤師会 会長	○		
14	学識経験のある者	野嶋 佐由美	高知県立大学 副学長		○	○
15	学識経験のある者	細木 秀美	日本病院会高知県支部支部長			○
16	医 師	松岡 錬三	高知県医師会 常任理事	○		
17	医療を受ける立場にある者	三谷 英子	NPO法人地域サポートの会 「さわやか高知」会長	○	○	
18	学識経験のある者	宮井 千恵	高知県看護協会 会長	○	○	○
19	学識経験のある者	山下 元司	高知県精神保健福祉協会理事			
			計	8	8	5

# 高知県医療審議会 専門委員・医療審議会要綱第5条第3項委員 構成

平成26年8月25日現在

任期：当該専門の事項に関する調査審議が終了するまで

人数：専門委員 10人以内（医療法施行令第5条の19）

医療審議会要綱第5条第3項に定める委員 特に規定なし

	医療法上の位置づけ	氏名	所属・推薦団体及び役職	所属部会（会長による指名）		
				医療法人部会	医療従事者確保推進部会	保健医療計画評価推進部会
専門委員	学識経験のある者 （医療法施行規則第5条の19）	内田 泰史	高知県介護老人保健施設協議会 会長			○
	学識経験のある者 （医療法施行規則第5条の19）	沖 義一	（社）高知県歯科医師会 常務理事			○
	学識経験のある者 （医療法施行規則第5条の19）	清水 博	高知県精神科病院協会 会長			○
	学識経験のある者 （医療法施行規則第5条の19）	田中 照夫	（社）高知県薬剤師会副会長			○
	学識経験のある者 （医療法施行規則第5条の19）	田村 精平	（社）高知県医師会 理事			○
	学識経験のある者 （医療法施行規則第5条の19）	寺田 茂雄	（社）高知県医師会 副会長			○
	学識経験のある者 （医療法施行規則第5条の19）	堀 洋子	ダグ建築設計工房 代表			○
	学識経験のある者 （医療法施行規則第5条の19）	堀川 俊一	高知市保健所 所長			○
	学識経験のある者 （医療法施行規則第5条の19）	安田 誠史	高知大学医学部 教授			○
医療審議会要綱第5条第4項に定める委員	医療法第31条に規定する公的医療機関 （医療法第30条の12第1項第3号）	内田 望	梶原町立国保梶原病院 院長		○	
	独立行政法人国立病院機構（医療法第30条の12第1項第8号及び同施行規則第30条の33の2第1項第1号）	大串 文隆	独立行政法人国立病院機構高知病院 病院長		○	
	社会医療法人 （医療法第30条の12第1項第7号） ※第30条の12第1項第2号及び第4号も該当	川井 和哉	社会医療法人近森会 近森病院循環器内科主任部長		○	
	地域の医療関係団体（医療法第30条の12第1項第8号及び同施行規則第30条の33の2第1項第2号） ※第30条の12第1項第5号も該当	武田 明雄	全国自治体病院協議会高知県支部長（高知医療センター病院院長）		○	
	大学その他の医療従事者の養成に関する機関（医療法第30条の12第1項第6号）	相良 祐輔	高知地域医療支援センターセンター長		○	
	関係市町村（医療法第30条の12第1項第8号及び同施行規則第30条の33の2第1項第3号）	塩田 始	いの町長		○	
地域医療支援病院 （医療法第30条の12第1項第2号）	中村 章一郎	高知赤十字病院 病院長		○		
			計		7	9

# 高知県医療審議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の22の規定に基づき、高知県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項について定める。

(会長)

第2条 審議会は会長が議長となる。

(副会長)

第3条 審議会に副会長を置く。

- 2 副会長は、審議会委員の互選により定める。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を行う。

(会議録)

第4条 会長は議事録を作成し、会長の指名する審議会委員2名が署名する。

(部会)

第5条 審議会に医療法人部会、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会を置く。

- 2 部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、審議会に関する規定を準用する。
- 3 専門の事項を調査審議させるため特に必要があるときは、保健医療計画評価推進部会及び医療従事者確保推進部会に、医療審議会委員及び専門委員以外の者を置くことができる。
- 4 前項に定める者の任命、任期等についての事項は、専門委員に関する規定（医療法施行令第5条の19第2項から第4項まで及び同条の21第2項の規定）を準用する。

(医療法人部会)

第6条 医療法人部会は、医療法人に関する事項を調査審議する。

- 2 医療法人部会の委員は、審議会委員8人以内とする。
- 3 医療法人部会の決議は、審議会の決議とする。

(保健医療計画評価推進部会)

第7条 保健医療計画評価推進部会は、保健医療計画の着実な進行を図るため、計画期間の県内全体における継続的な評価や進行管理、次期計画の策定に関する事項を調査審議する。

- 2 保健医療計画評価推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内及び第5条第3項に定める者とする。
- 3 予め審議会の認めた事項についての保健医療計画評価推進部会の決議は、審議会の決議とする。

(医療従事者確保推進部会)

第8条 医療従事者確保推進部会は、高知県における医療の確保を目的に、医師確保等に関する事項を調査審議する。

2 医療従事者確保推進部会は、医療法第30条の12に規定する「協議の場」として運営するものとする。

3 医療従事者確保推進部会の委員は、審議会委員8人以内、専門委員10人以内及び第5条第3項に定める者とする。

4 予め審議会の認めた事項についての医療従事者確保推進部会の決議は、審議会の決議とする。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、高知県健康政策部医療政策課に置く。

付則

第1条 この要綱は、昭和61年8月29日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成元年7月28日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成9年8月26日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成12年11月13日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成18年4月25日から施行する。

付則

第1条 この要綱は、平成20年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 参 照 条 文

### 【医療法（昭和23年法律第205号）】抜粋

第30条の12 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

- 1 特定機能病院
- 2 地域医療支援病院
- 3 第31条に規定する公的医療機関
- 4 医師法第16条の2第1項に規定する厚生労働大臣の指定する病院
- 5 診療に関する学識経験者の団体
- 6 大学その他の医療従事者の養成に関係する機関
- 7 当該都道府県知事の認定を受けた第42条の2第1項に規定する社会医療法人
- 8 その他厚生労働省令で定める者

2 前項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第30条の13 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、前条第1項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力するよう努めなければならない。

第31条 公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。）は、第30条の12第1項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならない。

（都道府県医療審議会）

第71条の2 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

【医療法施行令（昭和23年政令第326号）】抜粋

第5条の16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

【医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）】抜粋

第30条の33の2 法第30条の12第1項第8号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 独立行政法人国立病院機構
- 2 地域の医療関係団体
- 3 関係市町村
- 4 地域住民を代表する団体